

3分間のまごころを



NTT（日本電信電話株式会社）では、耳や言葉の不自由なみなさんに「電話お願い手帳」を差し上げ、「3分間のまごころ」キャンペーンを開催しています。

この「電話お願い手帳」は、自分では電話をかけられない耳や言葉の不自由な人が外出先などで、急ぎの電話をするとき、近くにいる人に頼みやすくするために作られています。

街角で、みなさんもこのオレンジ色の手帳を見かけたら、耳や言葉の不自由な人に代わって電話をかけてあげてください……ね。

掛け金で安心を…

心身障害者扶養共済制度

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者が一定の掛け金を出し合つて、保護者が重度の障害になり死亡したときに保険事故として心身障害者が終身年金（毎月二万円から）を受けとる制度です。掛け金は保護者の年齢によって、月額千四百円から六千八百円まであります。ただ、新規に加入される場合には、岩室村に住所がある六十五歳未満までという、年齢制限があります。加入を希望するかたや詳しく内容をお聞きになりたい人は、役場住民福祉課福祉係（☎ 82-1411内線一一三）へお問い合わせください。

耳よりな話／老人と重度身体障害者短期保護事業

ねたきりのお年寄りや重度の身体障害者を介護しているご家庭でいちばんお困りのことは、家族が病気になつたとか冠婚葬祭などで一時的に家をあけなければならなくなつたとき、世話をみてくれる人がいない、ということではないでしょうか。そんなみなさんに耳よりの話があります。

それは「老人短期保護事業」と「重度身体障害者短期保護事業」です。これは介護するご家族に代わつて一時的に施設でお世話する事業です。内容は下の表のとおりですが、詳しくは役場住民福祉課福祉係（☎ 82-1411内線一一二二）にお問い合わせください。

老 人 保 護 期 事 業	内 容	重度身体障害者 短期保護事業
日常生活を営むことが困難な65歳以上のお年寄り	対象者	身障手帳を持っている18歳以上の在宅重度身体障害者
7日以内。ただし特別の事情がある場合は期間の延長もできます。	期間	7日以内。ただし特別の事情がある場合は期間の延長もできます。
介護者の病気や冠婚葬祭の場合 1日につき1,830円	負担額	介護者の病気や冠婚葬祭の場合 1日につき1,300円
近隣の特別養護老人ホームか養護老人ホーム	受け入れ施設	新潟みずほ園

特別弔慰金の請求期限が迫っています

戦没者の遺族の皆さんへ

戦没者の遺族のかたに、特別弔慰金が出されていることをご存じですか。これは戦後四十周年にあたり、国が戦没者の遺族に対し、昭和六十一年から昭和七十年まで改めて弔慰の意を表すために支給されるものです。特別弔慰金は、戦没者ひとりに對し額面三十万円、無利子の国債として支給されます。支給方法は、昭和六十一年から昭和七十年までの十年間にわたって、毎年三万円の十年間にわたります。

対し額面三十万円、無利子の国債として支給されます。支給方法は、昭和六十一年から昭和七十年までの十年間にわたりて、毎年三万円まで引き続いて一年以上生計をとるに至った人）。ただし、昭和六年六月十四日以後すでに請求されたかたや、同順位の遺族として請求に同意されたかたは、請求しても重複して受け取ることはできません。

受け取りには順序と順位があります

支給条件は、満州事変（昭和六年九月十八日）以後の戦没者の遺族のかたで、昭和六十年四月一日現在で、公務助料や遺族年金などを受ける妻やその両親がない場合です。特別弔慰金を受け取る順序は次かた一人に限ります。

(1) 昭和六十一年四月一日までに弔慰金（遺族国庫債券）を受けたかた

(2) 戰没者の子（3）戦没者と生計をともにしていた①父母②孫③祖父母

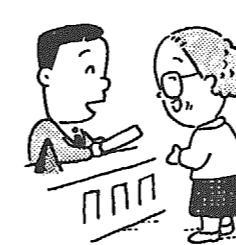
④兄弟姉妹（婚姻、養子）

まだまだ、役場や消防署と偽って、消火器を販売している業者があります。これは村・消防署と全く関係がありませんので、注意してください。

卷簡易裁判所は今月限りで廃止

すでに新聞報道などで、ご存じのかたも多いかと思いますが、卷町にある卷簡易裁判所（卷愛宕神社裏）が、今月三十日限りで廃止されます。このため、卷簡易裁判所で取り扱っていた事件（民事訴訟事件・民事調停事件・督促事件・その他事件）は、五月一日からすべて新潟簡易裁判所で取り扱いますので、ご協力ください。

問合せ：卷簡易裁判所（☎ 72-3335）か新潟簡易裁判所（☎ 72-222-4131）へ。

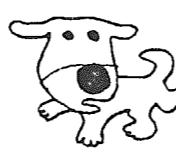


請求が遅れると受給ができません

請求期限は、昭和六十三年六月十三日です。請求が遅れますと、受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

■受け付け問合せ：役場住民福祉課福祉係（☎ 82-1411内線一一二二）へ。

犬の登録と狂犬病予防注射を



区長さんのご紹介

村では、みなさんの福祉向上と生活の安定を図るために、村内を43の行政区に分けて、各種の仕事をしています。とくに、村の事業や行事などで連絡調整役としてご協力いただいているのが区長さん（村嘱託員）です。今号では、新年度（行政上）ということもあり、村内の各区長さんを一覧にしてご紹介します。なお、区長さんは4月1日現在・参考資料の人口と世帯数は3月1日現在のものです。

部落名	区 長	電 話	人 口	世 帯
岩室地区				
金池	吉井 東七郎	82-2429	165	39
石瀬	和田 昇	82-3386	710	163
岩室	岡崎 信雄	82-2042	879	283
樋曾	三富 一郎	82-2775	291	62
栄	難波 保	82-2209	235	47
橋本	藤田 光男	82-2792	274	55
久保田	小池 樹	82-2424	67	15
猿ヶ瀬	後藤 宅栄	82-3576	67	12
南谷内	和田 昭三	82-2735	91	18
北野	堀越 喜一	82-3451	132	21
夏井	山上 清門	82-3504	431	89
西中	山田 隆	82-3590	307	59
湯上	藤田 忠平	82-2889	79	14
白鳥	堀越 徳治	82-2571	35	8
西長島	藤田 稔	82-2583	110	21
横曾根	成田 正雄	82-2591	131	28
西船越	大森 正一	82-3425	154	27
新谷	山崎 敏英	82-3411	117	23
油島	山田 三芳	82-3143	97	22
高畑	小林 光夫	82-2850	193	34
間瀬地区				
1区	田中 惣市	85-2433	131	50
2区	幸村 喜平	85-2725	86	32
3区	吉中 茂	85-2475	109	41
4区	田中 章	85-2106	105	43
5区	巻田 喜次郎	85-2308	118	41
6区	鈴木 哲夫	85-2018	156	51
7区	荒川 藤雄	85-2606	191	58
和納地区				
1区	佐藤 長一	82-3069	453	117
2区	大越 誠毅	82-4735	250	57
3区	竹内 嘉一	82-3198	418	109
4区	伊藤 伝栄	82-2189	244	64
5区	小川 育	82-3239	188	41
6区	沖野 市郎	82-3380	429	106
7区	青柳 幸栄	82-3115	267	66
8区	山崎 徳一	82-3542	395	107
9区	猪股 寛雄	82-3880	183	54
10区	光井 五三郎	82-3902	115	33
11区	長谷川 政雄	82-3191	439	124
12区	皆川 君平	82-3753	795	227
原大岩	太蔵	82-2717	132	26
津雲田	月岡 作治	82-2706	137	29
富岡	和田 市四郎	82-3569	57	10
高橋	樋浦 作蔵	82-2841	165	31
合計	43地区	10,128人	2,557世帯	

愛大家のみなさん、年一回の犬の登録と狂犬病予防注射が行われます。忘れてはいけない。また病気や妊娠中の犬については事前にご連絡ください。

▽料金：四千七百六十円（登録料二千百円、注射代二千二百円、射済料四百六十円。つり銭のいら

ないよう小銭をご用意ください）

▽持ち物：印鑑と愛犬手帳

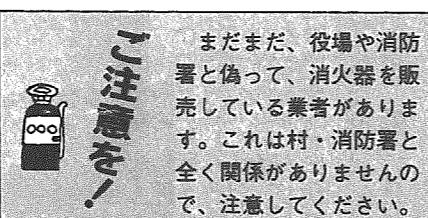
▽問合せ：役場保健衛生課衛生係（☎ 82-1411内線一一二二）

■注射会場では犬の引き取りはしませんので、ご了解ください。

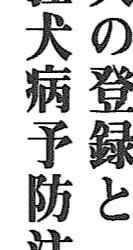
春の火災予防運動

4月1日～14日

- ①寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
- ②子供は、マッチやライターで遊ばせない
- ③風の強いときは、たき火をしない
- ④天がらを揚げるときは、その場を離れない
- ⑤家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ⑥ふろの空だきをしない
- ⑦ストーブには燃えやすいものを近づけない



卷簡易裁判所は今月限りで廃止



ねたきりのお年寄りや重度の身体障害者を介護しているご家庭でいちばんお困りのことは、家族が病気になつたとか冠婚葬祭などで一時的に家をあけなければならなくなつたとき、世話をみてくれる人がいない、ということではないでしょうか。そんなみなさんに耳よりの話があります。

それは「老人短期保護事業」と「重度身体障害者短期保護事業」です。これは介護するご家族に代わつて一時的に施設でお世話する事業です。内容は下の表のとおりですが、詳しくは役場住民福祉課福祉係（☎ 82-1411内線一一二二）にお問い合わせください。

ないよう小銭をご用意ください）

持ち物：印鑑と愛犬手帳

問合せ：役場保健衛生課衛生係（☎ 82-1411内線一一二二）

■注射会場では犬の引き取りはしませんので、ご了解ください。

ないよう小銭をご用意ください）

持ち物：印鑑と愛犬手帳

問合せ：役場保健衛生課衛生係（☎ 82-1411内線一一二二）</p